

定 款
NPO法人日本ACLS協会

目 次

第1章 総 則・・・P3

第1条 名称

第2章 目的及び事業・・・P3

第2条 事務所

第3条 目的

第4条 特定非営利活動の種類

第5条 事業

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) 収益事業

第3章 会 員・・・P4

第6条 種別

第7条 入会

第8条 入会金及び会費

第9条 会員の資格喪失

第10条 退会

第11条 除名

第12条 拋出金品の不返還

第4章 役員及び職員・・・P6

第13条 種別及び定数

第14条 選任等

第15条 職種

第16条 任期等

第17条 欠員補充

第18条 解任

第19条 報酬等

第20条 会長・顧問等

第21条 会長及び顧問等の職務

第22条 会長・顧問等の報酬等

第23条 職員

第5章 総 会・・・P8

第24条 種別

第25条 構成

第26条 権能

第27条 開催

第28条 招集

第29条 議長

第30条 定足数

第31条 議決

第32条 表決権等

第33条 議事録

第6章 理 事 会・・・P10

第34条 構成

第35条 機能

第36条 開催

第37条 招集

第38条 議長

第39条 議決

第40条 表決権等

第41条 議事録

第7章 資産及び会計・・・P12

第42条 資産の構成

第43条 資産の区分

第44条 資産の管理

第45条 会計の原則

第46条 会計の区分

第47条 事業計画及び予算

第48条 暫定予算

第49条 予備費の設定及び使用

第50条 予算の追加及び更正

第51条 事業報告及び決算

第52条 事業年度

第53条 臨機の措置

第8章 定款の変更、 解散及び合併・・・P14

第54条 定款の変更

第55条 解散

第56条 残余財産の帰属

第57条 合併

第9章 公告の方法・・・P15

第58条 公告の方法

第10章 雑則・・・P15

第59条 細則

附 則・・・P15

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人日本ACLS協会と称し、
英語ではJapan ACLS Associationと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県船橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、会員の相互の協力により、医療従事者、医学生、一般市民等に対する心肺蘇生法及びこれに関連する医療技術、知識等（以下「心肺蘇生法等」という）の普及、心肺蘇生法等にかかわる情報提供、相談・支援事業を行うことにより心肺蘇生技能の向上をはかり、心肺危機に陥った市民の救命、社会復帰に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①心肺蘇生法等に関する資料の収集、作成及び調査研究
 - ②心肺蘇生法等に関する教育普及、指導者・講師の育成、派遣
 - ③心肺蘇生法等に関する助言、支援または協力
 - ④心肺蘇生法等に関する諸外国支援及び国際協力
 - ⑤心肺蘇生法等に関する関連諸学会との協調、情報交換
 - ⑥心肺蘇生法等に関する研修、講習会の開催、これらに対する協力
 - ⑦心肺蘇生法等に関するテキスト、マニュアルの作成に必要な研究を企画、立案、提言
 - ⑧心肺蘇生法等に関する出版、書籍販売活動
-

(2) 収益事業

- ①出版、書籍販売事業
- ②物品販売事業
- ③心肺蘇生法に使用する器材の貸出し事業
- ④会場貸出（心肺蘇生法コース使用を除く）事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業にあてるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動に協力する個人及び団体

(入 会)

第7条の1 正会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する医師、医学生、看護師、消防、救急関係者等、医療に関する技術、学識、経験を有する個人とする。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第7条の2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体とする。

- 2 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員、賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上の会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員、賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員、賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3 名以上 20 名以下

(2) 監 事 1 名以上 3 名以下

2 理事のうち、1 名を理事長、2 名を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は、理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した

場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条の1 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったとき。

第18条の2 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他監事としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長及び顧問等)

第20条 この法人に会長及び顧問等を置くことができる。

2 会長及び顧問等は、理事会が選任し、総会において報告する。

3 会長及び顧問等は、総会の承認を得て、理事長が委嘱する。

4 会長及び顧問等の任期は理事の任期による。

(会長及び顧問等の職務)

第21条 会長及び顧問等は、理事長の招聘により理事会において意見を述べる
ことができる。

(会長及び顧問等の報酬等)

第22条 会長及び顧問等の報酬は、理事会の議を経て定めることができる。

2 会長及び顧問等には、その職務を行うために要する費用の支払いを
することができる。

(職 員)

第23条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 収支決算
- (5) その他理事会が総会に付議すべき事項として決議した事項
- (6) 監事の選任または解任

(開 催)

第 27 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 28 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までには通知しなければならない。

(議 長)

第 29 条 総会の議長は理事長がこれにあたる。ただし、理事長に差し支えがあるときは、理事会において予め定められた順序により他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第 30 条 総会は正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 31 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数

をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 32 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 33 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(表面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 34 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 35 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬並びに監事の職務及び報酬
 - (5) 入会金及び会費の額
 - (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄。
 - (7) 事務局の組織及び運営
 - (8) その他本法人の運営に関する重要事項
 - (9) その他会務の執行に関する事項
-

（開 催）

第 36 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招 集）

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に差し支えがあるときは、理事会において予め定められた順序により他の理事がこれにあたる。

（議決及び定足数）

第 39 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会は、理事総数の過半数にあたる理事が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、理事長の決するところによる。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の二種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の二種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 49 条 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることが

できる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 50 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会が総会に事業報告を行うとともに、収支計算書、貸借対照表及び財産目録については総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	青 木 重 憲
理 事	田 中 行 夫
理 事	金 弘
理 事	益 子 邦 洋
理 事	境 田 康 二
理 事	奥 寺 敬
理 事	坂 本 哲 也
理 事	寺 澤 秀 一
理 事	小 濱 啓 次
理 事	森 田 大
理 事	多治見 公 高
理 事	田 勢 長一郎
理 事	吉 田 素 文
理 事	平 出 敦
理 事	源 河 朝 広
理 事	北 原 浩
監 事	横 田 光 俊

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 1 5 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(正会員)

(1) 入会金 3, 0 0 0 円

(2) 年会費 年額 3, 0 0 0 円

(賛助会員)

(1) 入会金	個人	6,000円
	団体	6,000円

(2) 年会費	年額 個人 一口	10,000円
	年額 団体 一口	30,000円

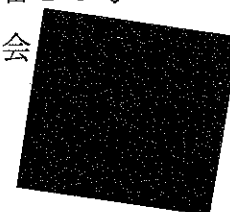
平成24年 12月 27日

以上は、当法人の定款内容に相違ありません。

千葉県船橋市大穴南3丁目1番10号

NPO法人日本ACLS協会

理事長 境 田 康 二



以上